年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 29 件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 41 件

国民年金関係 21 件

厚生年金関係 20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続は、亡くなった両親が行ってくれたので、時期ははっきりとは分からないが、昭和50年4月からの国民年金保険料の領収書が手元に残っており、その頃だと思う。加入後、保険料は、母親が、家族の預金の集金のため自宅に来ていた信用金庫の担当者に頼んで、私が結婚するまで納付してくれていた。私は、同信用金庫の領収印が押された申立期間直前直後の保険料の領収書を所持しており、その間である申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃、国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、60歳到達後も国民年金に任意加入し、保険料を納付し続けているなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて同一の信用金庫の領収印が押された保険料の領収書を所持していることから、納付意識が高かった申立人が、3か月と短期間である途中の申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、オンライン記録では、申立期間直前の昭和54年4月から同年6月までの期間及び申立期間直後の同年10月から55年3月までの国民年金保険料の納付記録が、申立人の所持する領収書により、平成23年8月に未納から納付済みに記録訂正されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理

が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和55年3月

私は、昭和55年9月から働き始めた会社に通いしばらくした頃、役場から国民年金の加入に関する催告状が届いた後に、私の父親が役場で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、父親が加入手続をした際に納付金額及び納付場所は分からないが、まとめて納付をしたと聞いていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年9月から働き始めた会社に通いしばらくした頃、役場から国民年金の加入に関する催告状が届き、後に父親が役場で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から同年8月頃に行われたと推認でき、その時点で申立期間は国民年金保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて父親が納付したと主張しているところ、申立期間直後の昭和55年4月から同年8月までの保険料が同年11月15日に納付されていることが確認できることから、当該期間の保険料より安価な申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人に申立期間以外の未納期間は無く、申立期間は1か月と短期間である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年9月まで

私が就職したことを契機に、昭和59年4月頃に、母親が、区役所で私の 国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、私が結婚した平成8年10月 まで、母親が、金融機関で私の国民年金保険料を納付してくれたと思う。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職したことを契機に、昭和59年4月頃に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が結婚した平成8年10月まで、金融機関で申立人の国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和59年6月頃であると推認され、その時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間である。

また、i) 申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、第 1 号被保険者となった昭和 63 年 7 月から 60 歳に到達するまでの期間の保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間もあること、ii) 申立期間直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できること、iii) 申立期間直後の 59 年 10 月から申立人が結婚した平成 8 年 10 月までの保険料は全て納付済みとされていることを考え合わせると、その母親が、15 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和60年3月

私は、昭和 60 年 3 月 12 日に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を 行った。国民年金保険料については、加入当初は納付書により金融機関の 窓口で納付し、その後、夫名義の銀行の預金口座で、口座振替により納付 していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月 12 日に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが、オンライン記録から確認でき、加入手続を行っておきながら、加入当初であるその月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、自身の国民年金保険料を、その夫の給料を元に納付していたと述べているところ、申立期間の前後を通じてその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、その夫の標準報酬月額は最高等級で推移しており、保険料を納付するだけの資力は十分あったものと推認され、1か月と短期間である当該期間の保険料を、納付することが困難であったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月及び同年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月

② 平成4年3月から同年5月まで

③ 平成4年9月から5年12月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、納付書により遡って国民年金保険料を納付していた。保険料の納付時期及び納付方法についての記憶も定かではないが、平成6年6月に納付書が送られてきたので、私名義の預金口座から20万円を出金し、当該納付書により保険料を遡って納付したことは鮮明に記憶している。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、納付書により遡って国民年金保 険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続 が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与さ れた第3号被保険者の該当届出の処理日から、平成4年9月と推認でき、 その時点において、当該期間の保険料は過年度納付又は現年度納付により 納付することが可能であった。

また、申立期間①及び②のそれぞれ前後の期間の国民年金保険料は過年度納付により納付済みであり、当該期間の前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の1か月及び3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間③について、申立人は、平成6年6月に納付書が送られてきたので、申立人名義の預金口座から20万円を出金し、当該納付書により国民年金保険料を遡って納付したと主張し、預金通帳を当委員会に提出したが、申立人に対して同年12月に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録から確認できる。仮に申立人の主張のとおり、同年6月に20万円を遡って納付したのであれば、当該期間の保険料を全て納付することになるが、上述のとおり、申立人に対して同年12月に過年度納付書が発行されていることから、同年同月の時点において、当該期間の保険料は未納であったと推認できる。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成4年1月及び同年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料を納 付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 52 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、時期や場所については、憶えていないが、夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料については、私が、毎月、区役所で納付書により私と夫の二人分を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料について、年金事務所へ確認したところ、夫の特殊台帳に「区の人と話をして1年分は納めなくていいといったので納めず」と記載されていると説明され、夫の保険料も未納とされているが、私は、保険料をずっと納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所については、憶えていないが、その夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、毎月、区役所で納付書により申立人及びその夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年4月頃であると推認でき、その時点では、申立期間は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和52年4月に付加保険料の納付の申出を行っていることが、申立人が所持する年金手帳により確認でき、その夫が厚生年金保険に加入する前月の58年2月までの期間のうち、11か月を除いて、付加保険料を全て納付している上、申立期間

を除き、国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その申立人が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月及び同年7月

私は、昭和44年*月に町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。48年9月に結婚し転居した後についても、国民年金の住所変更手続を行い、保険料を納付しており、申立期間に係る保険料の領収書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、当該期間に係る保険料の領収書を所持しており、その領収書には申立人の氏名が記載されていることから、申立人が当該期間の保険料を納付したものと推認できる。

また、申立人の所持する申立期間に係る国民年金保険料の領収書には、申立人の国民年金手帳記号番号と異なる手帳記号番号が記載されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、20 歳から国民年金に加入し、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、任意加入している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年8月から同年9月までの期間、60 年1月から同年3月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から同年9月まで

② 昭和60年1月から同年3月まで

③ 昭和60年10月から同年12月まで

私は、昭和59年8月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付書により区役所又は金融機関で納付していた。未納が無いように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年8月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により区役所又は金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年4月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間①、②及び③の保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立期間②及び③のそれぞれ前後の期間の国民年金保険料は過年度納付により納付済みであり、当該期間の前後を通じて、申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中のそれぞれ3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の父親は、国 民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の 母親の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

私の母親は、私が平成5年*月に20歳になったときに、区役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が、私が6年4月に就職することを契機に、それまで未納となっていた保険料を遡って2回に分けて納付した。納付した金額は、合計で14万7,000円だったと母親から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成5年*月に区役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、母親が、申立人が6年4月に就職することを契機に、それまで未納となっていた保険料を遡って2回に分けて納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立期間直後の5年4月から6年3月までの保険料は、同年同月に現年度納付によりまとめて納付され、同年11月に納付書が発行されていることが確認でき、未納となっていた保険料を遡って2回に分けて納付したとする申立人の主張から、申立人が主張する申立期間の保険料の納付時期は同年同月と推認でき、その時点において、申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間を含む平成 5年2月から6年3月までの保険料を実際に納付した場合の保険料額とおお むね一致している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民 年金加入期間について保険料を全て納付している上、任意加入している期間 もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、 その母親は、「私は、娘(申立人)が就職することを契機に、それまで未納 となっていた保険料を遡って2回に分けて納付した。」旨、証言している。 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年7月1日から34年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日(昭和33年7月1日)及び資格取得日(昭和34年11月1日)の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 8 日から 32 年 7 月 1 日まで

- ② 昭和33年7月1日から34年11月1日まで
- ③ 昭和37年12月15日から38年3月1日まで

私は、昭和31年11月8日から46年1月31日までの期間、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間①から③までが厚生年金保険被保険者期間となっていない。

保険料控除を証明する給与明細書等の資料は所持していないが、申立 期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33 年7月1日に同資格を喪失した後、34 年 11 月 1 日に同社で再度同資格を取得しており、当該期間に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 7 月 1 日に、申立人と共に厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該期間において厚生年金保険被保険者期間となっている複数の同僚は、「A社に勤務していた期間、申立人は自身と同じB職として継続して勤務しており、同社を退職したということは無かった。」と供述していること、及び申立

人が提出した写真には、前述の同僚1名と申立人が同社敷地内で撮影されており、写真の裏には昭和34年2月17日と記載されていることから、申立人は、当該期間において、その前後の期間と同様にB職として同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「勤務していた期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、被保険者資格を喪失後、再度、同社において同資格を取得している者が3名確認できるが、申立人及び複数の同僚の供述から、当該3名は、出向又は一旦退職していることがうかがえ、継続勤務しながら、被保険者資格を喪失している者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主も死亡していることから確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び③について、A社の取締役及び同僚の供述並びに 申立人から提出された集合写真により、申立人は、当該期間において同社 に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 32 年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、37 年 12 月 15 日に一度適用事業所でなくなった後、38 年 3 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間①及び③は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の当時の取締役は、「法人成立後の昭和 32 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、それより前の期間については、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、上記の取締役は、「本社をC区からD市に移転した昭和 37 年

12 月当時は、A社は厚生年金保険の適用を一度辞退し、本社移転後に再度適用事業所となったので、昭和 37 年 12 月から 38 年 2 月までの期間は厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

加えて、A社は既に解散しており、人事記録等を確認することができないほか、申立期間①及び③において、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。

神奈川厚生年金 事案 7095

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年2月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年10月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年2月から33年7月までは1万円、同年8月及び同年9月は5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から33年10月まで

私は、申立期間において、父が経営するA社に勤務し、兄と同じく昭和33年10月まで厚生年金保険に加入していたはずであるが、厚生年金保険の記録によると、資格喪失日が29年2月1日となっている。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、A社に勤務していた兄と同時期に同社を辞めた。」 と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が1日相違し、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録(資格取得日は昭和32年2月14日、資格喪失日は33年10月20日)が確認できるところ、申立人の兄の資格喪失日は、当該被保険者記録の資格喪失日と同日の33年10月20日となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和32年2月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年10月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和32年2月から33年7月までは1万円、同年8月から同年9月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 29 年 2 月 1 日から 32 年 2 月 14 日までの期間については、当時の同僚に照会したものの、申立人が当該期間にA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和 48 年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで 私は、昭和47年10月に、A社からB社に出向したが、この間、継続 して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、48年4月30 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月1日にB社 で同資格を取得しているため、被保険者期間に1か月の欠落期間がある。 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の回答、同社の社員名簿<労働者名簿>、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 47 年 10 月 16 日にA社からB社へ出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年3月の社会保険事務所(当時)の記録から9万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについて、A社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7097 (事案 4707 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和36年7月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、3万3,000円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する 6 万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から30年10月1日まで

- ② 昭和35年5月1日から37年7月1日まで
- ③ 昭和40年5月1日から41年4月1日まで

前回、私がA社に勤務した期間のうち、昭和29年5月から62年9月までの一部期間の年金記録について、年金記録を訂正してほしい旨申し立てたが、多くの期間が認められなかった。

今回、新たに、給与明細書(昭和43年9月分及び同年10月分)及び辞令(39年3月21日付、同年4月21日付、40年3月21日付及び41年3月21日付)を提出するので、申立期間①から③までについて、再度、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る申立てについては、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和36年7月1日から同年10月

1日までの期間について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「36.10.1 33 千円」と記載された後に、「36.7.1 33 千円」と記載されているように見受けられる。

また、上記の申立人に係る被保険者原票の前後 50 人の被保険者原票を調査したところ、申立人と同様、昭和 36 年 10 月 1 日付けの記録の後に同年7月1日付けの記録が記載されているように見受けられる 24 人のうち 11 人は、オンライン記録において、同年7月1日付けで随時改定の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主が社会保険事務所に届け出た当該期間の標準報酬月額は、3万3,000円であったと認められる。

申立期間③のうち、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの期間について、申立人のA社に係る上記の被保険者原票における 40 年 10 月 1 日付けの被保険者記録欄には、上下 2 段で標準報酬月額が 60/52 と記載されているところ、オンライン記録における申立人の標準報酬月額は、下段に記載されている 5 万 2,000 円が同年 10 月 1 日付けの記録として記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記の申立人に係る被保険者原票の前後 12 人の被保険者原票を調査したところ、このうち 10 人が申立人と同様、上下 2 段で標準報酬月額が記載されており、当該 10 人の標準報酬月額は、オンライン記録では、いずれも上段に記載されている金額が標準報酬月額として記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主が社会保険事務所に届け 出た当該期間の標準報酬月額は、6万円であったと認められる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 37 年 7 月 1 日までの期間、及び申立期間③のうち、40 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として給与明細書及び辞令を提出しており、当該資料に記載されている内容に基づいて自ら算出した当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額と比較して、オンライン記録の標準報酬月額は低いと主張しているが、当該資料では、当該期間の保険料控除額を確認することができないことから、これら資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年7月17日から同年10月1日までの期間について、申立人のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年7月17日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月17日から同年10月1日まで

② 昭和39年2月29日から同年11月12日まで

私は、昭和37年5月30日から39年9月30日までの期間においてA 社に勤務しながら、37年7月17日から39年11月11日までの期間の 平日はB社に勤務していたが、申立期間①については、37年7月17日 に資格取得しながら資格喪失日の記載が無い記録が判明したので、当該 期間を調査してほしい。また、申立期間②については、厚生年金保険の 被保険者記録が無いので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年7月17日から39年11月11日までの期間においてB社に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録では申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は37年10月1日から39年2月29日までの期間となっている。

申立期間①については、申立人と同じ職種の同僚1名が、「申立人は当該期間にB社に在籍していたと思われる。」と証言している。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、オンライン記録とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「別番号」という。)で、昭和37年7月17日に資格取得した被保険者記録が認

められるが資格喪失日は記載されていない。

上記別番号は、昭和37年7月17日を資格取得日として同年10月29日付けで払い出されている上、上記のとおり、申立人には、既にB社における同年10月1日以降の被保険者記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における資格取得日は昭和37年7月17日、資格喪失日は同年10月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、昭和 37 年 7 月の上記被保険者名 簿の申立人の記録から、2万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、上記被保険者名簿から当該期間に被保険者記録のある者 11 名を抽出し、申立人の勤務実態について調査した結果、4名から回答を得たが、申立人が当該期間において同社に勤務していたとの証言は得られなかった。

また、C社は、申立期間②が合併前の期間であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7099

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年 2月 11 日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録 を訂正することが必要である。

なお、平成5年12月及び6年1月の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から6年3月上旬まで 私は、昭和60年9月11日からA社に勤務していたが、給与の支払が 無く、平成6年3月上旬に退職した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では平成5年12月31日に資格を喪失したこととなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年12月31日から6年2月11日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が、同年2月10日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、厚生年金保険の被保険者記録では、5年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人を含む7名の者についてはその資格喪失した旨の処理が、同日以降の6年2月16日に行われていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所(当時)から指導があったと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年12月31日に 資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記 録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用 保険の記録における離職日の翌日である6年2月 11 日であると認められ る。

また、平成5年12月及び6年1月の標準報酬月額については、当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年2月11日から同年3月上旬までの期間については、前述のとおり、当該期間について、A社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、雇用保険の加入記録からも申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、平成5年 12 月にA社に在籍していたと認められる同僚に照会したが、当該期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする供述は得られない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和 30 年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月29日から同年8月1日まで

夫は、昭和22年5月から61年6月30日に退職するまで、A社に継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、30年7月の1か月が欠落期間となっている。ちょうど、同社B支社から同社C支局へ転勤した頃であり、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 30 年8月1日に、同社B支社から同社C支局に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和30年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7101

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 40 年 3 月 26 日から同年 10 月 1 日までの期間について、A社(現在は、B社) C工場の事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和55年10月1日から56年10月1日までの期間について、A社D工場の事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月26日から同年10月1日まで

② 昭和55年10月1日から56年10月1日まで

私がB社に在職していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、私が所持している当時の賃金額及び標準報酬月額に関する資料より低い額で記録されている。申立期間①については給与明細書は無いが、申立期間②については給与明細書を提出する。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社本社における標準報酬月額は、昭和39年4月から40年2月までは1万8,000円と記録されているが、同社C工場における資格取得時である同年3月から同年9月までの標準報酬月額は1万2,000円と記録されている。

しかし、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の昭和40年3月26日の資格取得時の標準報酬月額は、1万8,000円で決定していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

申立期間②について、当該期間のA社D工場における申立人の標準報酬 月額は、オンライン記録によれば 24 万円となっているが、E厚生年金基 金における当該期間の標準給与額は 26 万円となっている。

また、B社では、当該期間における届出書が複写式であったか否かについては不明である旨回答しているが、F企業年金基金は、「当時の届出用紙は5枚の複写式を用いて、1枚目及び2枚目を社会保険事務所に、3枚目及び4枚目を健康保険組合に、5枚目を基金に提出することとなっており、併せて事業主から当該届出内容に相違無い旨の届出も受けている。」と回答しているところ、同基金が保管する被保険者月額算定基礎届において、昭和55年10月からの申立人の標準給与額が26万円であることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社が発行した「厚生年金・厚生年金基金被保険者標準報酬月額および等級改定通知書」において、昭和55年10月1日を改定日として改定後の厚生年金保険及び厚生年金基金の月額が28等級・26万円と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(26 万円)に基づく厚生年金保険料をA社D工場の事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

神奈川厚生年金 事案 7102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和51年5月31日までA社B工場に在職し、同年6月1日付けで同社C本部へ企業内転勤をした。しかし、オンライン記録上は、資格喪失年月日が同年5月31日となっているため、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。

企業内転勤で厚生年金保険被保険者資格の欠落期間は生じないはずな ので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社内人事異動稟議書及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 51 年 6 月 1 日に同社B工場から同社C本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は昭和51年5月31日を資格喪失日として届け出たと推測されると述べている上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和51年5月31日までA社B工場に在職し、同年6月1日付けで同社C本部へ企業内転勤をした。しかし、オンライン記録上は、資格喪失年月日が同年5月31日となっているため、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。

企業内転勤で厚生年金保険被保険者資格の欠落期間は生じないはずな ので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社内人事異動稟議書及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 51 年 6 月 1 日に同社B工場から同社C本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は昭和51年5月31日を資格喪失日として届け出たと推測されると述べている上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和51年5月31日までA社B工場に在職し、同年6月1日付けで同社C本部へ企業内転勤をした。しかし、オンライン記録上は、資格喪失年月日が同年5月31日となっているため、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。

企業内転勤で厚生年金保険被保険者資格の欠落期間は生じないはずな ので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社内人事異動稟議書及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 51 年 6 月 1 日に同社B工場から同社C本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は昭和51年5月31日を資格喪失日として届け出たと推測されると述べている上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和51年5月31日までA社B工場に在職し、同年6月1日付けで同社C本部へ企業内転勤をした。しかし、オンライン記録上は、資格喪失年月日が同年5月31日となっているため、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。

企業内転勤で厚生年金保険被保険者資格の欠落期間は生じないはずな ので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、社内人事異動稟議書及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 51 年 6 月 1 日に同社B工場から同社C本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は昭和51年5月31日を資格喪失日として届け出たと推測されると述べている上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って

記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成9年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年3月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から14年4月1日まで ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が9万8,000 円と低くなっていることに気が付いた。申立期間の標準報酬月額は最高 等級だったはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年3月までは62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(15年3月1日)より後の15年3月11日付けで、9万8,000円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿謄本から、申立期間当時はA社の取締役であったことが確認できるが、同僚の一人は、「申立人は、主に営業を担当しており、社会保険関係の業務には全く関わっていなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年3月までは62万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年2月1日から同年 10 月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は 24 万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月30日から6年6月1日まで

私は、平成3年9月30日から6年5月31日まで、A社でB業務に従事していた。当時の報酬額は、30万円ぐらいから多い時は45万円ぐらいであったが、ねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額がそれより低く記録されている。給与明細書等は所持していないが、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年2月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、当該期間のうち同年2月から同年5月までは24万円と記録されていたところ、同年6月25日付けで、遡って標準報酬月額が18万円に引き下げられていることが確認できる上、事業主を含む10人の標準報酬月額について、申立人と同日に同年1月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「平成4年頃に、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡って減額することを助言され、そのとおりに行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月25日付けで行われた遡及 訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該 遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認めら れない。

このため、当該溯及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成

4年2月から同年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に 当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

なお、当該減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成4年10月1日)で18万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成3年9月30日から4年2月1日までの期間及び同年10月1日から6年6月1日までの期間については、申立人は、当時の給与は月額30万円から多い時は45万円ぐらいであったと主張しているが、当該期間における給料明細書等の資料を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、事業主も当該期間の資料の保管は無いと回答していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年12月から9年1月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成7年 12 月から9年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年2月21日まで 私は、平成7年11月1日から9年2月20日までA社に勤務していた。 しかし、給与明細書では25万円程度支給されているにもかかわらず、 同社での厚生年金保険の記録は標準報酬月額が20万円となっており、 金額が異なるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額 又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるこ とから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな る。

したがって、申立期間のうち、平成7年 12 月から9年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から、24 万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人の主張

する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年 11 月の標準報酬月額については、申立人から提出された同年 11 月の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日を昭和36年5月22日、資格喪失日を同年10月11日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月22日から同年10月11日まで 年金のお知らせが届き、申立期間において、夫の船員保険の記録が抜けているのが分かった。船員手帳に記録のある船舶Bに乗船していた申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳及び同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社の船舶Bに乗船していたことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和 36 年 5 月 1 日付けで資格取得の記録がある申立人及び上記同僚を含む 16 名について、氏名及び資格取得年月日が二重線で抹消され、「取得取消」と記載されているものの、標準報酬等級及び変更年月日欄に昭和 37 年 4 月 1 日付けの等級の変更を示す印が押されていることから同日以降に取消しの手続が行われたことがうかがわれるが、処理日や取消理由等の記載が無く、このことについて、管轄事務センターは、「取得取消の経緯が分かる資料及び二重線で取り消されている経過が分かる資料は保存されていないため、詳細については不明である。」と回答している。

さらに、上記の 16 名の中には、オンライン記録において、A社に係る被保険者記録が確認できる者が存在する。

これらのことから、社会保険事務所(当時)において、申立人のA社に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日を、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日と同日である昭和36年5月22日に、資格喪失日を、上記の船員手帳に記載されている雇止日の翌日である同年10月11日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該船員保険被保険者名簿における申立人と同年齢の者の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から5年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額は、4年9月は26万円、同年10月から5年3月までは34万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年6月25日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年4月30日まで

② 平成5年4月30日から同年6月25日まで

③ 平成5年6月25日から同年7月1日まで

私は、平成3年6月1日から6年10月15日まで、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が15万円に訂正されている。また、申立期間②及び③が被保険者期間となっていない。申立期間①について、標準報酬月額は34万円であったので、当該期間の記録を訂正してほしい。また、申立期間②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年9月は26万円、同年10月から5年3月までは34万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年4月30日)より後の同年6月18日付けの処理により、遡って15万円に引き下げられた上、申立人を除く10名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額について、 有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報 酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年9月は26 万円、同年10月から5年3月までは34万円に訂正することが必要である と認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立 人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格 喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の平成 5年4月30日となっているが、当該資格喪失の処理は、同日より後の同 年6月25日付けで遡って行われていることが確認できるほか、申立人を 除く10名についても同様に遡って喪失の処理が行われていることが確認 できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、当該処理が行われた同年6月25日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た34万円にすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、同僚が所持する給与明細書には、当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記標準報酬月額の訂正及び喪失処理前の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成5年4月 30 日に厚生年

金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が法人の事業所であったことが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険 事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の 当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 58 年1月 18 日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年9月は20万円、 同年10月から同年12月までは19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月30日から58年1月18日まで 私の年金記録を確認したところ、A社の資格喪失日が昭和57年9月 30日となっているが、同社には、倒産する直前の58年2月まで勤務していた。私は、当時給与課に在籍しており、毎月の給与から社会保険料を控除されていたこと、社会保険事務所(当時)から保険料納付の督促があり、約束手形で納付していたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、当初、昭和58年1月18日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の57年9月30日に訂正されていることが確認できる。

また、昭和57年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年9月30日に遡って訂正されている者が、申立人のほかにも複数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は

見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記の被保険者資格の 喪失日に係る記録を訂正する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該訂 正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資 格の喪失日は、事業主が当初届け出た昭和58年1月18日であると認めら れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該訂正処理前の 社会保険事務所の記録から、昭和57年9月は20万円、同年10月から同 年12月までは19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和27年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から同年11月1日まで 私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、同 社B事業所から同社C事業所に転勤した際の申立期間の厚生年金保険の 被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は、昭和27年2月15日から同年8月1日と訂正されていることが確認できるが、当該被保険者名簿には、申立人について同年8月1日に標準報酬月額の改定記録が記載されており、当該記録を前提にすると、事業主が申立人の資格喪失日を同年8月1日と届け出たとは考え難い。

さらに、複数の者について、当該被保険者名簿に記載されている資格喪失日とオンライン記録とが相違していることが確認でき、このことについて、年金事務所は、「理由は不明である。」と回答している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、A社に係る被保険者期間が記載されているものの、当該期間は申立人の同社B事業所における被保険者期間のうちの一部期間と重複している上、同社B事業

所及び同社C事業所に係る被保険者期間は記載されていない。

これらのことから、社会保険事務所(当時)において、申立人のA社における被保険者記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日は、昭和27年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における 申立人の昭和27年8月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額を2万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年10月1日まで 私がA社(現在は、C社) B工場に勤務していた間のうち、申立期間 の標準報酬月額が、直前の額の半額になっている。給与明細書は無いが、 給与が半額に減額された記憶は無いため、調査の上、記録の訂正をして ほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によるとによると、申立人のA社本社における標準報酬月額は、昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月までは 2 万 4,000 円と記録されているが、同社 B 工場における資格取得時である同年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 1 万 2,000 円と記録されている。

しかし、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」よると、申立人の昭和40年3月26日の資格取得時の標準報酬月額は、2万4,000円で決定していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

総務省神奈川行政評価事務所長から平成 22 年 7 月 28 日付け年神奈委第 9020 号「年金記録の訂正に関するあっせんについて(通知)」で申立人に通知した、申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に申立人の父親の確定申告書(控)には、申立期間に係る申立人の国民年金保険料が含まれていないことが確認されたことなどから、当該あっせんに基づく申立人の申立期間における記録の訂正を行うことができないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私は、20歳になった平成元年は大学生で収入がなかったため、両親が私の将来のためにと、国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、母親から、母親が当時勤務していた金融機関の窓口で、納付書により納付していたと聞いていた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、i)申立人の母親が申立人の保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料の収納業務を行っていたこと、ii)申立人の父親が所持する確定申告書(控)の社会保険料控除額の分析内容から申立期間の保険料を納付したと推認できること、iii)申立人の父親は、当時勤務先において人事・労務関連業務の責任者で、退社する社員に対して国民年金の加入を勧めていたことなどを理由に納付記録を訂正する必要があるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、総務省神奈川行政評価事務所長から平成22年7月28日付け年神奈委第9020号「年金記録の訂正に関するあっせんについて(通知)」で申立人に通知した総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。しかしながら、平成22年7月28日付け通知のあっせんは、申立人の父親

の確定申告書(控)に記載された社会保険料控除額から、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものと結論付けたものであるが、申立人が提出したその父親の確定申告書(控)の分析に際して、社会保険料控除額に父親の厚生年金基金の掛金を含めていない上、当該厚生年金基金の掛金の年額が申立期間当時の一人分の国民年金保険料の年額に近似していたことから、社会保険料控除額には申立人の国民年金保険料が含まれていたと誤認したものであり、今般、改めて確定申告書(控)の社会保険料控除額を精査したところ、申立人の父親の確定申告書(控)には申立人の国民年金保険料は含まれていないものと認められる。

また、申立人及び申立人の両親共に、申立期間当時、国民年金に加入していれば発行されるはずの年金手帳についての記憶が無いと述べていることなどから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間と考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間における年金記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年4月から 62 年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から62年1月まで

私は、大学卒業後の昭和50年4月頃、両親に勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、昭和59年3月に結婚するまでは、両親と同居していた実家で、私が集金人に納付した。結婚後は、結婚後の住所地で、私が集金人に夫の保険料と一緒に納付していた。また、申立期間の保険料は、50年4月から60年3月までは3か月ごとに、同年4月以降は毎月25日前後に納付していた。保険料を納付した際、受け取った領収書は紛失してしまった。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和 50 年 4 月頃、その両親に勧められ、区役所で 国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号 番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期及 び申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加 入手続時期は 61 年 12 月と推認され、加入手続時期に関する申立人の主張と は一致していない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 61 年 12 月時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い上、加入手続時点において、納付可能な一部の期間については、遡って納付するほかないが、申立人は、「保険料を遡って納付したことは無い。」と

述べている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、昭和 50 年4月から 60 年3月までは3か月ごとに、同年4月以降は毎月集金人に納付していたと主 張し、初めに、当委員会に、「国民年金保険料(定かではないが、メモがあ ったので書き出しました。)」と記載した当該期間の保険料額についてのメ モ(以下「資料A」という。)を提出していた。当該資料Aには、昭和59年 度を除き、当該期間当時の保険料額が申立人の主張する保険料の納付周期ご とに記載されており、その金額は、当時の保険料を申立人の主張する納付周 期で計算した場合の保険料額とは一致していた。このため、委員会において、 資料Aについて、さらに精査する必要があると判断し、申立人に、資料Aの 基となった資料の有無を確認したところ、申立人からは、資料Aの基とした 資料として、ダイアリー、手帳及び広告の裏に記載されたメモ等(以下「資 料B」という。)が提出された。当該資料Bにも、申立人が資料Aと同じ納 付周期で、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載が認められ た。しかし、申立人が当該期間当時、居住していた市では、保険料の集金は、 昭和 45 年 10 月から 61 年 3 月までは 2 か月ごとに行われ、同年 4 月以降は、 毎月行われていたことが確認でき、申立人の主張と当該期間当時の制度は一 致していないことから、当該資料が必ずしも保険料の納付を裏付けるものと は言えず、申立人に対して、50 年当時から国民年金手帳記号番号が払い出さ れていたと考えることは難しい。

加えて、申立人は、昭和 61 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、付与された国民年金手帳記号番号で、62 年 2 月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できるため、申立人が述べるように、50 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立人に別の手帳記号番号が付与され、申立期間の保険料を納付していたのであれば、継続して保険料を納付していた被保険者に対して、61 年 12 月に新たに手帳記号番号が発行されたこととなるが、そのような特殊な事情が存在したとも考え難い。

その上、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 61 年 12 月時点において、同年同月及び 62 年 1 月の国民年金保険料は納付することは可能であったが、申立人の主張は、50 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、その後の保険料を納付していたとするものであり、加入手続時期に関する申立人の主張とは一致しておらず、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(確定申告書、預金通帳等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月、同年11月から56年4月までの期間、同年12月から58年10月までの期間及び62年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料ついては、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月

② 昭和53年11月から56年4月まで

③ 昭和56年12月から58年10月まで

④ 昭和62年4月から同年7月まで

私は、大学を卒業した後の昭和53年4月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、私名義の預金口座から保険料相当額を引き出し、納付書により金融機関で納付していた。その後、何度か転職した際にも厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、母親が同様に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した後の昭和53年4月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その母親が、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、63年9月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

また、昭和53年5月の国民年金被保険者資格喪失の記録並びに同年11月、56年12月及び62年4月の被保険者資格取得の記録は、63年9月14日に追加されたことがオンライン記録により確認できることから、その時点まで申立人は、国民年金に未加入であったものと推認される上、申立期間当初から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた

申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和 63 年 9 月の時点において、申立期間①、②及び③は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間④の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 9 月までの期間、同年 12 月から 62 年 10 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から59年9月まで

② 昭和59年12月から62年10月まで

③ 昭和63年1月から同年3月まで

私は、短期大学を卒業した後の昭和58年1月又は同年2月頃に、区役所から国民年金保険料の納付書が届いたので、私の母親に相談し、同年3月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、加入当初に送付されてきた納付書に記載された保険料額が高額だったので、社会保険事務所(当時)又は区役所へ電話し、過年度の保険料と現年度の保険料を合算し、12 等分した保険料額が記載された新たな納付書を作成してもらった。保険料額は、月額1万円から1万5,000円ぐらいで、作成してもらった納付書により毎月近くの金融機関で納付していた。初めて保険料を納付した後に現在所持している年金手帳をもらった。

加入手続後、3年ぐらいしてから送付されてきた納付書の国民年金保険料額が、月額 5,000 円から 6,000 円ぐらいになったので、未納となっていた過年度保険料を納付し終えたと理解した。その後も、結婚するまで未納が無いように、毎月金融機関で保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③は、区役所及び社会保険事務所の移転に伴い私の 年金記録が失われた疑いがあり、当該期間の国民年金保険料が未納とされ ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年

金保険料を遡って納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記 号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日か ら、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月又は同年4月と 推認できるものの、申立期間のうち55年4月から同年12月までの保険料は 時効により納付することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出 された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付書が自宅に届けられた後に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の加入手続を行った後に納付書が発行されることから、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った当初の国民年金保険料について、社会保険事務所又は区役所へ連絡し過年度保険料と現年度保険料の合算額を12等分した保険料額が記載された納付書を作成してもらったと主張しているが、保険料の収納は1か月単位が基本であり、任意で金額を設定することはできないことから、申立人の主張は年金制度と一致しない。

加えて、申立期間は、合計 92 か月に及び、これだけの期間の事務処理を同 一の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から61年3月まで

私は結婚を契機に、国民年金に任意加入することにし、昭和 56 年 3 月頃に、当時住んでいた区の区役所で、国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の職員から付加年金のことを聞き、一度自宅に戻り、夫の了解をとり、付加年金に加入することに決め、付加保険料は、その1、2か月後から納付し始めたが、最初の1、2回は区役所の窓口で納付し、その後は口座振替で、住所変更後も継続して納付してきた。

私は、申立期間の定額保険料は納付済みとされているが、付加年金に未加入で付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に、窓口の職員から付加年金について聞き、申立人の夫と相談して付加年金に加入することを決めたことは憶えているものの、同加入手続を行った時期についての記憶は曖昧であり、方法については憶えていないとしている上、申立人は申立期間当時、複数回にわたり転出・転入をしているが、その都度、住所変更手続のみを行い、付加年金に係る取扱いについての記憶は無いとしているなど、申立期間に係る付加年金の加入状況が不明である。

また、申立期間は60か月以上に及び、上述のとおり、申立人は複数の自治体に居住しており、これだけの期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、オンライン記録及び申立人が申立期間当時居住していた住所地の 国民年金被保険者名簿と同様に、申立人が所持する年金手帳からも、申立人 が当該期間当時、付加年金に加入していた形跡が見当たらない。 加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から 59 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、昭和58年頃、区役所から国民年金保険料の納付書が届いたので、姉に相談したところ、「国民年金は払っておいたほうがよい。」というアドバイスを受けたので、自宅の近くの金融機関で保険料をまとめて納付した。区役所から届いた納付書は、昭和56年度から58年度の3年分の国民年金保険料の納付書であり、納付した保険料額は8万円から9万円であったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、昭和58年頃、区役所から3年分の国民年金保険料の納付書が送られてきたことにより、保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60年3月頃に行われたと推認でき、申立人の主張する納付時期と一致しない上、その時点で申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和58年頃に、昭和56年度から58年度に係る3年分の 国民年金保険料の納付書が、区役所から郵送されてきたと主張しているが、 区役所では、過年度納付書の発行はしていない。

さらに、申立期間直後である昭和 59 年4月から 60 年3月までの国民年金 保険料の納付書は、区役所から現年度納付書として発行されるが、申立人は、 当該期間の保険料を同年4月にまとめて納付していることが確認でき、その 納付額が7万 4,640 円であることから、申立人が納付したとしている8万円 から9万円という金額は、この期間の納付額とも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月及び59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和58年5月

② 昭和59年3月

私は、結婚後の昭和58年5月に、それまで勤めていた会社を退職したが、内定していた転職先の会社から勧められ、すぐに、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を、同区役所の窓口で納付した。その後、59年3月に会社を退職したときも、役所の担当者から「1日だけでも、国民年金に加入し、保険料を納付しなければならない。」と言われたことを憶えており、前回と同様に加入手続を行い、保険料を納付したはずである。私は、転職するたびに、短い期間でも国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことは確かであり、私の所持する年金手帳にも、その日付が記載されているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和58年5月に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の加入手続は、平成元年8月から同年12月までの間に行われたと推認され、退職後すぐに加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

また、申立人は、転職するたびに、短い期間でも国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったと推認される期間の平成元年12月に、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格取得日及び同資格喪失日の追加処理がなされていることが確認できるこ

とから、当時、当該期間は国民年金の加入手続が行われていない未加入期間であり、同追加処理のなされた時点においては、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることに加え、申立人の主張のとおりに当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日に昭和58年5月15日と記載されていることから、同記載が、同年同月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した証拠であると述べているが、同年金手帳の日付は、加入手続日、時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年7月まで

② 昭和63年12月から平成元年3月まで

私は、昭和61年4月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付した。その後、63年12月に再び会社を退職した際も、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、金融機関で保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和 61 年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付し、申立期間②については、63 年 12 月に再び会社を退職した際に、同区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格は平成 8 年 9 月に当該期間まで遡って取得していることがオンライン記録により確認でき、その時点まで、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿から平成8年9月と推認でき、申立期間の始期から当該加入手続時期までの申立期間を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であり、国民年金の

加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から8年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から8年11月まで

私は、平成5年8月に退職した後、いつ頃か分からないが、市役所から 通知が届いたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民 年金保険料を納付していなかったが、8年11月頃に、その当時交際してい た現在の妻に勧められたので、保険料を納付することとし、毎月、現在の 妻に現金を渡し、それまで納付していなかった期間及びその後の国民年金 保険料を1か月分ずつ一緒に納付してもらった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料を納付していなかったが、平成8年11月頃に、その当時交際していた現在の申立人の妻に勧められたので、保険料を納付することとし、毎月、その現在の妻に現金を渡し、それまで納付していなかった期間及びその後の保険料を納付してもらったと主張しているが、同年同月の時点では、申立期間のうち、5年8月から6年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の主張どおりに、その当時交際していた現在の申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすると、その納付時期の大半は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降となり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年12月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、父親が行ってくれたが、父親は既に亡くなってしまった。当時のことを知る母親によれば、私及び私の姉の年金手帳に、平成6年11月29日と書いてあるので、父親が私及び姉の国民年金の加入手続を行ったのはその日だと思うとのことだ。

申立期間の国民年金保険料は、母親は、平成6年11月29日に、父親が私の姉の分と合わせて30万円ぐらいを遡って一括で納付したことを憶えている。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料について、その父親が、加入手続及び保険料の納付を行ったと述べ、加入手続時期は、申立人及びその姉の年金手帳の記載から平成6年11月29日であり、当該期間の保険料は、同年同月同日にその父親が、遡って一括して30万円ぐらいを納付したはずであるとしている。

申立人の国民年金の加入手続時期については、確かに、申立人及びその姉の年金手帳の住所記入欄に平成6年11月29日と記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達時点で国民年金の被保険者資格を取得した被保険者の資格取得時期から、同年同月と推認されるものの、その時点で、申立期間のうち、4年7月から同年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、その父親が当該期間の保険

料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の前後を通じ、同一住所に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人の平成 6 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料及びその姉の 4 年 10 月から 5 年 9 月までの保険料は、6 年 11 月 29 日に遡って納付されていることが確認でき、当該期間の保険料額は 25 万 2,600 円であり、これに、実際に申立期間の保険料を納付するために必要な金額 18 万 1,800 円を加えると 43 万 4,400 円となり、その母親が憶えているとする 30 万円とは乖離があり、むしろ、現に納付済みとされている期間の保険料額に近似していることに加え、申立人の母親が、その夫が遡って保険料を納付したのは 1 回であると述べていることを踏まえると、申立人の父親が申立期間の保険料も納付したと考えることは難しい。

さらに、申立人の母親は、申立人の所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」が、平成4年*月*日と記載されていることが、同年同月以降の国民年金保険料を納付している証ではないかと述べているが、この「初めて上記被保険者となった日」は、保険料の納付の有無及び保険料の納付時期にかかわらず、国民年金の強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(源泉徴収票、家計簿等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から56年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から56年3月まで

私は、国民年金保険料を納付するようにとの通知が届かなかったため、 20 歳から 25 歳まで国民年金の加入手続をせず、保険料も納付していなか った。

結婚後に、夫が、区役所の出張所で、将来のために年金に加入し、保険料を納付しておくことが有利になると言われたため、同出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私が納付していなかった期間の国民年金保険料を、現金で遡ってまとめて納付してくれた。

私は、夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後にその夫が、国民年金の加入手続を行い、その当時納付していなかった申立期間に係る国民年金保険料を、現金で遡ってまとめて納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期である昭和56年4月以降の時期には、特例納付制度が実施されていないことから、制度上、時効により納付義務が消滅した期間を含めて、申立期間全ての保険料をまとめて納付することはできない上、その夫は、区役所の出張所で、申立期間の保険料を一括で納付したとしているが、同年同月以降の時期において、申立期間の全て又は大半が過年度となり、同区役所では過年度保険料を収納できなかったことが確認できるなど、申立内容と相違する。

また、申立人の夫が、遡ってまとめて納付したと述べている国民年金保険料の合計金額は、制度上困難ではあるが、申立期間の保険料をまとめて納付した場合の保険料額又は申立人の国民年金の加入手続時期である昭和56年4

月の時点で遡って納付することが可能な期間の保険料額のいずれとも乖離し ている上、その夫が述べる保険料の納付方法には不確かな点がうかがえるな ど、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から58年3月まで

私は、父親が生前に、兄弟全員の 20 歳からの国民年金保険料を含め、家族全員の保険料を全て納付していたと言っていたことを聞いており、母親も、同じように、その話を聞いていると言っている。

その頃、実家は、店を経営しており、金融機関の職員が集金に来ていた ため、そのときに、私の国民年金保険料を納付していたのではないかと思 う。

母親及び祖母の国民年金保険料は、全て納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間については、国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の 国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、申立人は、国民 年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金 の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその父親は既に 他界していることから、申立人の当該期間における国民年金の加入状況及び 保険料の納付状況は不明である。

また、申立人及びその母親は、申立人の父親が、申立人を含め、その兄弟 全員の20歳からの国民年金保険料を全て納付していたと言っていたことを聞いていると述べているが、オンライン記録によると、申立期間は、任意の未加入期間であり、当該期間当時、その父親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられることに加え、その妹及び弟についても、申立人と同様に、大学生であったとする20歳から厚生年金保険に加入するまで の期間について、国民年金の未加入期間とされており、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、申立内容と一致しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年2月に払い出されていることが確認できることから、同年同月の時点において、任意の未加入期間であった申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできず、当該期間に係る保険料を納付するためには、当該期間において、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から61年3月まで

私は、昭和50年4月頃からA市B区に居住していたが、住民登録はC町のままだったので、20歳になる前の51年1月に、成人式に出席のため帰省した際、同町の役場で、国民年金の加入手続を行った。成人式から戻った同年同月に、A市B区で住民登録を行い、同年5月に、同市のD区役所で、国民年金保険料の免除の申請を行った。その後、納付書が送付されてくることが無かったので、10年間、免除が認められ続けていたものと思っていた。

私は、国民年金保険料の免除の申請を行ったにもかかわらず、申立期間 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立当初、昭和51年5月に、D区役所で、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除の申請を行ったと述べていたが、その後、自身に付与されている国民年金手帳記号番号の記号がC町で払い出されたものである旨を説明されると、加入手続は、同年1月に自身が帰省した際、同町の役場で行ったと申立内容を変遷させるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された厚生年金保険からの切替手続を行った国民年金被保険者の被保険者資格取得日及び申立人自身の国民年金保険料の免除の申請日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和61年1月から同年7月までの間に行われたと推認され、申立内容と一致しない上、免除の申請は遡って行うことはできないことから、その時点においては、申立期間の大半は免除の申請を行うことができない期間である。

このため、当該期間の保険料の免除の申請を行うためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 51 年 5 月に、国民年金保険料の免除の申請を 1 回のみ行い、その後、納付書が送付されてくることが無かったため、10 年間、免除が認められ続けたものと思っていたと述べているが、同申請は、制度上、毎年度行い、その都度承認される必要がある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す 関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわ せる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から42年3月までの期間、同年8月から同年9月までの期間、同年11月から46年3月までの期間、47年6月から48年1月までの期間、49年3月及び50年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から42年3月まで

- ② 昭和42年8月から同年9月まで
- ③ 昭和42年11月から46年3月まで
- ④ 昭和47年6月から48年1月まで
- ⑤ 昭和49年3月
- ⑥ 昭和50年9月から同年11月まで

私が国民年金保険料を口座振替で納付しようとした際、母親が「前の期間は払っている。」と言ったことを記憶している。国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付は母親が行っていたはずであり、申立期間が未加入期間で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を口座振替により納付しようとした際、その母親から、それ以前の期間の保険料は母親が納付していた旨を聞いた記憶があるとしており、申立人が口座振替により保険料の納付を開始した昭和 58 年12 月より前の 57 年 10 月以降の保険料は納付済みとされていることが確認できるが、申立人は、母親が保険料を納付していた期間についての話は聞いていないと述べている上、加入手続についても母親が行ったとしており、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入時期などから、昭和 58年7月と推認され、その時点で、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪

失直後の 57 年 10 月以降の国民年金保険料を納付することは可能であったが、申立期間①から⑥までの保険料については、時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までの期間を通じて同一住所に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年5月まで

私は、時期は不明であるが、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、 銀行で納付書により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付して くれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、銀行で納付書により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成8年7月頃であると推認でき、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、i) 申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、保険料を遡ってまとめて納付したのは一度だけだと思うとしていること、ii) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成8年7月頃の時点において、保険料を遡って納付することが可能であった申立期間直後の6年6月から8年3月までの保険料が、同年7月に納付されていることが、申立人が所持する領収証書により確認できること、iii) その母親が納付したとする金額は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることから、その母親が遡ってまとめて納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的であり、その母親が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から59年1月までの期間及び60年3月から62年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月から59年1月まで

② 昭和60年3月から62年4月まで

私は、申立人である夫の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について直接聞いたことは無いが、夫は、昭和57年12月及び60年3月に会社を退職したときに、将来の事を考えてそれぞれ区役所で国民年金の加入手続を行ったはずである。

申立期間①及び②の夫の国民年金保険料については、私は夫婦一緒に二人分の保険料を納付した記憶は無く、夫が自分の保険料をどこで、どのように納付していたのか記憶していないが、結婚当初、私に国民年金の加入を勧めた夫が国民年金に加入していなかったはずはない。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人である夫が昭和57年12月及び60年3月に会社を退職した後に、それぞれ区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、その妻は、夫が国民年金の加入手続を行った記憶や、年金手帳の交付についても記憶が無いとしている上、保険料の納付方法及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に

国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

私は、昭和48年4月から国民年金保険料を継続して納付しており、保険料を納付した後に受け取った領収証書は全て年金手帳に貼っていた。

未納とされている申立期間の領収証書についても所持しているが、年金 事務所から、「納付期限経過後の納付のため還付している。」と説明を受 けた。私には、申立期間の国民年金保険料を還付された記憶は無く、還付 金を受け取ったのであれば、その控え等も年金手帳に貼ってあるはずだが、 そのような形跡は見当たらない。

私は、申立期間の国民年金保険料が、還付されたことにより、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 58 年 7月 27 日の領収印が押された領収証書を所持しており、当該期間の保険料を還付された記憶は無いとしている。しかし、当該期間の保険料は、同年同月の時点において時効で納付することはできず、還付整理簿に、「58 年 9 月決定」、「58 年 10 月支払」、「19,800 円」の記載が認められ、特殊台帳の備考欄にも、「54 年 10 月~55 年 3 月まで 19,800」の記載があることから、申立人は申立期間の保険料を 58 年 7 月に一旦納付したものの、納期限より 2 年を経過した期限後の納付であることが判明し、当該期間の保険料相当額 1 万 9,800 円が申立人に還付されたと考えるのが自然である。

また、還付整理簿及び特殊台帳に記載された1万9,800円は、申立期間の 国民年金保険料額と一致しており、そのほか、還付対象とされた期間、還付 の決定日、還付金の支払日についても、記載内容に不自然さはうかがえず、 還付は正当に行われたと認められる。

さらに、申立人は、納付済みとなった国民年金保険料の領収証書を全て年金手帳に貼付しており、そのような自身の習慣から、申立期間の保険料が還付されたのであれば、当該還付に係る控え等を貼付しているはずだが、年金手帳にはそうした控えが貼付されていないことから、当該期間の保険料が還付されたとは思えないと述べている。しかし、これまで述べてきたように、還付整理簿及び特殊台帳の記載から、当該期間の保険料の還付について記録管理の不備をうかがわせる事情は見当たらず、「還付された記憶が無く、また、還付に係る関連資料等も保管していない。」とする申立人の主張をもって、当該期間の還付が正当に行われていなかったと考えることは難しく、申立人が所持する当該期間の領収証書をもって、当該期間の保険料が納付されたと認めることは困難である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から58年9月まで

私は、申立期間当時、祖母と母親の3人で生活していた。母親は勤めに 出ていたため日常のことは全て祖母が行っていた。いつ聞いたのか具体的 な記憶は無いが、昭和52年頃、祖母が区役所で私の国民年金の加入手続を 行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いたことがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年頃、その祖母が申立人の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を納付していたと聞いたことがあると主張しているが、申立 人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険 料を納付していたとするその祖母は既に他界していることから、申立期間当 時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から昭和 60 年 11 月頃と推認でき、当該加入手続時点で遡って国民年金保険料を納付することができる申立期間直後の期間の保険料を過年度納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間の始期から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年 12 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から11年3月まで

平成7年12月頃、私の母親が大学生であった私の国民年金の加入手続を 区役所で行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が毎月納付書により区役所で納付してくれていたが、母親は保険料額は憶えていないと言っている。

また、母親は、平成 11 年 9 月に同年 4 月から同年 9 月までの期間の、自身と私の保険料を遡ってまとめて納付し、納付額は二人分で 9 万円から 14 万円ぐらいだったことを憶えていて、その時点で、私の 20 歳からの未納期間は無くなったと思っていたということなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、平成7年12月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料については、毎月納付書で納付していたと述べて いるが、国民年金の加入手続が行われていたのであれば、同年同月当時にお いて、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人 に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当た らず、その形跡も無いことから、当該期間当時において、申立人の母親が申 立人の国民年金の加入手続を行ったとは考えにくく、保険料を納付するため の納付書が発行されたとも考えられない。

また、申立人が所持している年金手帳は平成 10 年8月 14 日に交付されていること、及び申立人の基礎年金番号の後の番号が付番された被保険者の第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年同月から同年 10 月の間に行われたと推認され、加入手続時期についての申立

人の母親の主張と一致していない。これに加え、推認される加入手続時点において、申立期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は遡って納付することはできるが、後述するように、申立人の母親は、遡ってまとめて保険料を納付したのは11年9月の一度だけであると述べている。

さらに、前述したように、申立人の母親は、平成11年9月に自身及び申立人の国民年金保険料を遡って納付し、その金額が9万円から14万円ぐらいであったことを憶えていると述べている。この時点で、申立期間のうち、9年8月から11年3月までの保険料についても、遡って納付することができたが、オンライン記録によれば、同年4月から同年9月までの保険料が、同年同月13日にまとめて納付されていることが確認でき、当該期間の二人分の保険料相当額は15万9,600円と、申立人の母親の主張と近似しており、申立人の母親も、遡って保険料を納付したのは一度だけであると述べていることから、申立人の母親が、まとめて納付したのは当該期間の保険料と考えられ、申立期間のうち9年8月から11年3月までの保険料とは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から平成3年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から平成3年3月まで

私は、20歳になったとき、大学生で収入が無かったため、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。父親は会社の人事部に属していたこともあり年金の重要さを認識している。妹も国民年金に関して同様の申立てを行い、既に記録訂正が認められている。両親が、妹の保険料を納付しているにもかかわらず、私の保険料を納付していなかったとは考えられないことから、私の申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その両親が申立人の国民年金の加入手続を 行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、国民年金の加 入手続を行ったとされる母親は、申立人が 20 歳の頃の住所地における国民年 金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立人の国民 年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人には平成3年4月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

さらに、申立人は、その父親の申立期間に係る確定申告書(控)を提示しているが、当該確定申告書(控)の社会保険料控除額には申立人の父親の給与及び賞与から控除された社会保険料のほかに、申立人が既に国民年金保険料を納付している平成3年4月から同年12月までの保険料額が平成3年分の確定申告書(控)に、平成4年1月から同年3月までの保険料額が平成4年

分の確定申告書(控)にそれぞれ含まれていることが確認できるものの、平成3年3月以前の国民年金保険料は、当該確定申告書(控)の社会保険料控除額には含まれていないことが推認できるため、申立期間の保険料は納付されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から56年3月まで

私の両親は、私が 20 歳になった昭和 52 年*月に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の両親が、自宅に来ていた集金人に両親及び私の3人分を一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、昭和52年*月に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界している上、申立人の母親からは証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成20年12月1日となっていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、基礎年金番号制度が導入された9年1月前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月27日から36年12月1日まで

② 昭和36年12月1日から40年1月31日まで

③ 昭和40年7月27日から43年2月1日まで

④ 昭和43年2月5日から同年9月24日まで

⑤ 昭和43年11月1日から同年12月20日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録の確認に行った時、A社、B社、C社及びD社の記録が脱退手当金として支給されたことになっていることを知ったが、請求した記憶も受け取った記憶もない。

平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが自宅に届き、申立期間について申し立てることができることを知り、申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年2月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7115 (事案 5179 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、業務の都合により一時的に同社子会社のB社に転籍した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、同社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったなどの理由により、記録の訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、B社は、公認された法人であり、厚生年金保険の加入は義務付けられていたはずであるほか、同社が8か月間も未加入状態であるにもかかわらず、社会保険事務所(当時)が確認をしなかったのは、業務上の責任があると思われる。

第三者委員会の判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、 再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、A社及びB社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において継続して勤務していたとの証言を得ることはできなかったこと、及びB社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、保険料控除を確認できる資料等が無いことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づく平成23年2月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。これに対し、今回、申立人からは新たな資料の提出は無く、申立人は、

これに対し、今回、甲立人からは新たな資料の提出は無く、甲立人は、 B社は、法人の事業所であり、厚生年金保険の加入は義務付けられていた はずである等の主張をしている。

しかしながら、申立期間当時、厚生年金保険法の規定により加入が義務

付けられる強制適用事業所は、常時5人以上の従業員を使用する法人等の事業所とされており、B社の同僚の証言により、同社は、申立期間において強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる上、同社の所在地を管轄するC法務局D出張所は、「昭和 60 年以前に閉鎖された登記簿は、廃棄されているため確認できません。」と回答しており、同社の法人登記の記録も確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月12日から38年6月10日まで

② 昭和38年6月10日から40年5月31日まで

③ 昭和40年9月25日から46年6月20日まで

申立期間について、脱退手当金が支給された記録になっているが、脱 退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所であるA社の事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額及び対象月数に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月頃から22年8月1日まで 私は、昭和21年5月頃からA社B事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は22年8月1日からとなっている。同社B事業所に係る被保険者記録については、平成3年まで名前を別人と間違えられていたので、私の被保険者記録が別人の記録と混同されているのかもしれない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 21 年 5 月頃から A 社 B 事業所に勤務していた。」と述べている。

しかしながら、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に名前のある同僚 11 名に照会したが、申立期間において申立人が勤務していたと供述する者はいなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚3名は、被保険者名簿によると、昭和21年7月1日に被保険者資格を取得しているところ、申立人はこの3名は自身より早くから勤務していた先輩であると述べている。

さらに、事業主は、当時の給与関係書類は保管していないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

なお、申立人は、「平成3年まで別人と名前を間違えられていたので、 その者の記録と混同されているのではないか。」と主張しているが、被保 険者名簿によると、名前は申立人と一字異なっているものの、生年月日は 同一であり、その年金記号番号も、申立人がA社の後に勤務したC社での 被保険者記録における年金記号番号と同一である上、オンライン記録においては、申立人が 60 歳の時に、申立人の正しい名前に訂正されており、申立人の記録がほかの者の記録と混同されている形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から24年1月1日まで 私は、昭和21年9月1日に親類の紹介でA社B事業所にC職として 入社し、D業務担当として勤務した。同年12月に同社E事業所に転勤 となり、その後24年1月1日付けで本採用となり、定年まで勤務した。 ねんきん定期便によると、C職として勤務していた申立期間の厚生年金 保険の記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げたA社の複数の元社員の証言から、申立人が同社B事業所及び同社E事業所にC職として勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社B事業所及び同社E事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、上記同僚のほか、申立期間近辺にA社での被保険者記録がある元社員は、「C職は厚生年金保険には加入していなかった。当時は、C職、F職、G職、H職と段階があり、私が厚生年金保険に加入したのはF職になってからである。」と証言している。

また、A社は、「当社が保管している申立人に係る人事記録によると、申立人の入社日は昭和 24 年1月1日であり、当該記録以外の資料が無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持しておらず、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から47年3月21日まで 私は、申立期間にA社に勤務していたが、年金記録にその期間の被保 険者記録が無いのは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶するA社の所在地及び当時の事業主の氏名が、同社の閉鎖登記簿謄本の記載内容と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、 厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の一人から、A社は適用事業所でなかったので、保険料控除はされておらず、国民年金に加入していた旨の供述を得ており、当該同僚は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録上確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主に照会をしたが、回答が得られず、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月頃から平成7年7月9日まで 私は、昭和61年7月頃にA社に入社し、平成7年7月8日まで勤務 した。当時、国民年金に加入していたが、給与から厚生年金保険料が控 除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成8年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が所持する平成6年分及び7年分給与所得の源泉徴収票に 記載されている社会保険料の控除額は、雇用保険料額とおおむね一致して いる。

さらに、申立人は、申立期間の一部を含む昭和60年9月16日から平成3年10月25日までの期間は国民年金に任意加入している上、申立期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A社から、従業員は勤務時間により、請負契約先であるB社の被保険者とする取扱いであった旨の回答を得ているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の記録は確認できない上、同僚が所持する人員編成表から、A社の従業員のうち、厚生年金保険に加入する者と加入しない者がいたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から同年9月まで

夫は、昭和 25 年4月から同年9月初めまで、E県又はF県にあった A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険 者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め てほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したB社及びC社から提出された申立人の職歴に関する資料並びに申立人が申立期間前に勤務していたD社の複数の元同僚が、同社を退職後、申立人と一緒にE県にあったA社に勤務した旨証言していることから判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、昭和25年4月頃から、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、E県又はF県に所在する厚生年金保険の適用事業所として、A社は確認できない上、上記の同僚は、いずれもオンライン記録において、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できないとともに、上記同僚から、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、申立人の妻は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月3日から同年8月1日まで

私は、学校を卒業し、短期アルバイトを繰り返していたが勤務した各社の期間の厚生年金保険の記録は残っている。しかし、申立期間に勤務したA社での厚生年金保険の記録が無いことに気が付いた。自身で同社へ確認したところ、申立期間に勤務していた事実を確認することができたので、厚生年金保険に加入していたと考えられる。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の人事記録から、申立人が申立期間において同社 B部C課にD職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は昭和 37 年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、46 年1月 11 日に再度適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、人事記録以外申立人に係る資料を保管していない旨回答していることから、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月30日から同年7月1日までの期間、同年7月1日から同年12月1日までの期間、40年6月28日から同年7月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間及び42年2月28日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月1日から同年10月1日までの期間及び46年11月1日から47年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

- ② 昭和38年7月1日から同年12月1日まで
- ③ 昭和40年6月28日から同年7月1日まで
- ④ 昭和40年7月1日から同年9月1日まで
- ⑤ 昭和42年2月28日から同年3月1日まで
- ⑥ 昭和42年3月1日から同年10月1日まで
- ⑦ 昭和46年11月1日から47年10月1日まで

私は、A社B事業所に昭和33年4月1日から38年6月30日までの期間において勤務したが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、当該事業所の資格喪失日が同年7月1日であるはずが、退職日の同年6月30日となっている(申立期間①)。

また、C社(現在は、D社)に勤務していた期間のうち、始めの期間(申立期間②)及び終わりの期間(申立期間③)の記録が無い。

さらに、E社に勤務していた期間のうち、始めの期間(申立期間④) 及び終わりの期間(申立期間⑤)の記録が無い。

加えて、F社に勤務していた昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 8 月 31 日

までの期間のうち、42 年3月から同年9月までの標準報酬月額(3万円)が、実際の報酬月額(5万2,000円)より低い金額になっている(申立期間⑥)。

また、D社に勤務していた昭和 43 年 8 月 31 日から 48 年 9 月 7 日までの期間のうち、46 年 11 月から 47 年 9 月までの標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額より低い額になるはずが無いのに、低くなっている(申立期間⑦)ので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B事業所に昭和38年6月30日まで勤務していたと主張している。しかしながら、同社B事業所に当該期間に勤務し、連絡先が判明した同僚に照会したところ、当時のことを記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、事業主が保管している「退職者名簿」及び「社内年金台帳」の記録によると、申立人の退職日は、昭和38年6月29日となっており、資格喪失日は、その翌日の同年6月30日となっていることが確認できる。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日は、上記「社内年金台帳」に記録された資格喪失日と一致していることが確認できる。加えて、事業主は、「上記資料に記録されているとおりの届出を行った。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、昭和38年9月10日からC社において 雇用保険の加入記録があることから、申立人が当該期間のうちの一部期間 において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社に当該期間に勤務していた当時の同僚は、「同社の社員は、 当初、3名ぐらいであり、その後、申立人を含む2名が加わったと記憶し ている。」と供述しているところ、その5名全員が、同社が厚生年金保険 の適用事業所になった日に被保険者資格を取得しており、当該期間におい て、被保険者資格を取得している者はいない。

申立期間③について、雇用保険の記録では、申立人はC社を昭和 40 年 6月 26日に離職していることが確認できる。

また、上記同僚は、申立人がいつまで勤務していたかは記憶しておらず、 当該期間における申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、C社は、当時の賃金台帳等の関連資料を既に破棄していることから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。加えて、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保

険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日は、 オンライン記録と一致している。

申立期間④及び⑤について、当該期間において、E社に勤務していた者のうち、連絡先が確認できた複数の同僚に照会を行ったが、回答は得られず、申立人の同社における雇用保険の記録も無いことから、申立期間④及び⑤に係る勤務実態について証言を得ることができない。

また、E社は、昭和 40 年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間④は適用事業所となっていないことが確認できる。さらに、商業登記簿謄本によれば、同社は平成8年に解散しており、事業主の連絡先が不明のため、申立期間④及び⑤に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、E社に係る同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、事業主及び社員の資格喪失日を確認したところ、事業主はじめ、全ての社員が、月末及び月の半ばで被保険者資格を喪失しており、月初に被保険者資格を喪失した者の記録は確認できない。

加えて、E社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している。

申立期間⑥について、申立人は、「F社に入社した時の報酬月額は、3万円ではなく、当初から、5万2,000円であった。」と述べているが、同社に係る同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間に被保険者資格を有していた7名のうち1名は、申立人と同日に被保険者資格を取得しており、資格取得時の標準報酬月額は1万4,000円、ほかの6名は2万円から3万円程度の標準報酬月額の記録となっていることが確認できることから、申立人の資格取得時の標準報酬月額である3万円は、ほかと比較して不自然な金額であるとは考え難い。

また、F社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額について、訂正等の不自然な事務処理は確認できない。 さらに、申立人は、当時の給与明細書等の資料は所持しておらず、事業 主は、当時の資料は保管していないと回答している。

申立期間⑦について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が 10 万円から 9 万 8,000 円に減額されているのはおかしいと述べているが、申立人は、 当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、事業主は、当時 の資料は保管していないと回答している。

また、オンライン記録及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原 票によると、同社が社名変更する前のC社から申立人と一緒に勤務してい た同僚の標準報酬月額の記録も同様に減額されていることが確認できるが、 当該同僚は既に死亡しており、当該期間の保険料控除について証言を得る ことができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険における標準報酬月額は、昭和 46 年 4 月から 10 万円であったが、同年 11 月 1 日に 9 万 8,000 円に改定されていることが確認できる。この経過は、次のとおりである。

D社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 46 年4月の月額変更時及び同年 10 月の定時決定時において標準報酬月額が 9万8,000 円と記録されているところ、これは、健康保険の標準報酬月額 9万8,000 円が記録されているものであり、同年 11 月1日より前においては、厚生年金保険の標準報酬月額には 9万8,000 円という標準報酬月額は無いことから、健康保険の標準報酬月額に対応する厚生年金保険の標準報酬月額は 10 万円であったものである。ところが、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の標準報酬月額等級表が改定となり、10 万円の標準報酬月額が削除され、新たに 9万8,000 円の標準報酬月額が設定されたことにより、厚生年金保険の標準報酬月額が 10 万円から 9万8,000 円に改定されたものであると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑥及び⑦について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月頃から49年11月頃まで

私は、昭和 47 年 5 月頃、新聞の求人広告を見て、A社(後の、B社)に入社した。

A社には2年ぐらい勤務したが、定期健康診断の結果、病気が見付かり、入院治療しているうちに退職扱いになってしまった。給与明細書等の資料は所持していないが、同社に勤務していたことは間違いなく、同社勤務時に受診した定期健康診断の際に受け取ったレントゲン写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年 5 月 21 日付け及び同年 5 月 24 日付けのレントゲン写真に貼付されたラベルの記載内容について、A社が加入していたC健康保険組合は「ラベルの科別欄の『入』に丸印が付されていることから判断すると、当該写真はA社の入社時健康診断の際に撮影されたものであると考えられる。」と回答していること、雇用保険の加入記録照会結果において、申立人は同年 4 月 15 日から同年 6 月 20 日までの期間に同社の雇用保険被保険者となっていたことが確認できること、及び同社の元人事担当者は「時期は明確に記憶していないが、申立人は同社に勤務していた。」と述べていることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主は、既に亡くなっていることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C健康保険組合は、「申立人の氏名及び事業所名称により、申立人の当組合での加入記録を検索したが、該当者は見当たらない。」と回答している上、同僚調査及び上記人事担当者に対する照会によっても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立 人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月頃から29年1月1日まで 私は、A社B事業所(現在は、C社)に昭和21年に一度勤務した後、 26年1月頃から30年1月31日までの期間に再度同社で勤務したが、 申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、臨時工だったが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚の証言から、申立人が申立期間において同社B事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の被保険者期間は昭和21年8月14日から同年8月20日までの期間及び29年1月1日から30年2月1日までの期間と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間においては臨時工として勤務していたと述べているが、A社B事業所において臨時工として勤務していた複数の同僚は、臨時工の期間は数年間あったが、その期間は厚生年金保険に加入できなかったと述べている上、同僚のうちの一人は、入社時に労働課長代理から臨時工の期間は厚生年金保険に加入させないと説明されたと述べている。

さらに、C社の担当者は、臨時工は厚生年金保険に加入できなかったと前任者から聞いていると回答している。

加えて、上記被保険者名簿に申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から43年10月15日まで 私は、申立期間に、A事務所の紹介でB社(後に、C社)にD職員と して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を 被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している詳細な勤務内容及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がB社に入社した当時には、既に同社に勤務していたと申立人が記憶している複数の同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には氏名が無く、オンライン記録にも被保険者としての記録が無い上、いずれも所在不明で申立期間の厚生年金保険料控除について聴取することができない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載がある同僚 14 名に文書照会したところ、回答があった複数の同僚は、「昭和 35 年に入社したが、厚生年金保険の記録は、39 年8月1日からとなっており、それまでは厚生年金保険には加入していなかった。申立人も厚生年金保険には加入していないと思う。」、「当時は、零細や個人経営の会社が多く、家族で経営しているので社会保険が無いところが多かった。私は社会保険の加入を条件に入社した。事業主は、厚生年金保険のことについては無頓着だった。」と述べている。

さらに、B社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間 当時の事業主及び社会保険事務を行っていた事業主の妻は既に死亡してい ることから、申立期間当時の勤務形態及び厚生年金保険料控除について確 認することができない上、申立人を同社に紹介したとするA事務所の事業 主も既に死亡していることから、申立期間当時の入社の経緯について聴取 することができない。

加えて、上記の被保険者名簿には申立期間に申立人の氏名は確認できず、 健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月頃から63年3月1日まで

② 昭和63年3月1日から平成2年4月1日まで

私は、昭和62年9月頃にA社に入社し、63年2月まで研修を受けた後、同年3月から平成2年3月までの約2年間、B社(現在は、C社)の要請によりD国でE業務に携わった。申立期間①及び②が欠落期間となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元役員は、「大学の同級生である申立人は海外経験が豊富だったことを知っていたので、同社を紹介し入社した。」と供述している上、申立人は、同社の名刺を所持しており、その名刺には、F職と記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人は申立期間①に同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間①において、申立人の給与台帳が無いことから、雇用関係が無かったため給与が支給されておらず、その結果、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立期間①当時、G職だった同僚は、「A社のF職には、正職員の『G職』と正職員ではない『H職』がおり、H職の場合には給与が支給されず厚生年金保険にも加入していないと思う。」と述べているところ、申立人は、申立期間①においてはH職だったと供述している。

さらに、申立期間①当時のA社の職員は、「H職であれば、雇用しているわけではなく、リストに名前が登載されているだけなので、給与等は一切出ないはずだ。」と供述している。

申立期間②について、当該期間当時のA社の職員は、「申立人が当該期

間にD国に派遣されていたことをほかの人から聞いたことがある。」と供述している上、申立人は、B社の名刺を所持しており、その名刺には、I職と記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人は申立期間②にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「申立期間②当時のI職は、B社と委任契約を締結した上で各国に派遣されており、雇用契約を締結している職員とは違い、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

また、J厚生年金基金は、「申立人は、申立期間②において当基金に加入していなかった。なお、C社におけるI職は社会保険の対象者ではないため、基金の年金加入者とはなり得ない。」と回答している。

さらに、K健康保険組合は、「申立人の申立期間②における当健康保険組合の加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として 申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から同年8月1日まで 昭和45年2月からA社でB職として勤務していたにもかかわらず、 申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶から、申立期間のうちの一部期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る資格取得日は昭和 45 年8月1日であり、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、申立人がA社に入社した時に既に在籍していたとする女性B職の厚生年金保険被保険者資格の取得日も、申立人と同じ昭和 45 年8月1日である上、申立期間当時、同社に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間において勤務していたことを記憶している者は見当たらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる証言は得られなかった。

さらに、申立期間当時のA社の経理事務担当者は、「B職の若い女子は、短期間で辞めることが多かったため、試用期間を設けていた。」と供述している上、昭和 44 年に同社に入社した別の女性同僚も、「入社当初は見習であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、必ずしも同社は従業員を採用すると同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社は、既に事業を廃止し、昭和 59 年2月1日に厚生年金保

険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、 申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することは できない。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から55年6月13日まで 私は、昭和50年10月31日から55年6月12日までの期間において、 A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が、9万2,000円から 7万6,000円に下がり、更に3万9,000円に下がっている。申立期間当 時は、給与は下がったことは無く、毎月15万円以上はもらっていたと 思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額が、受け取っていた給与額と比較して低く記録されていると主張している。

しかしながら、同僚照会で回答があった4名の同僚全員が、標準報酬月額は給与額より低額であると回答している上、同僚の1名は、「住宅ローンを組むために会社に相談した。手取り額を増やすために給与を低く届け出ていると会計士に言われた。」と回答している。

また、申立期間において、申立人が名前を挙げた同僚を含む被保険者記録のある同僚の標準報酬月額について、改定時に記載されている標準報酬月額が前の期間における標準報酬月額より低額で記載された被保険者が複数確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立 人の申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、不自 然な点は見られない。

加えて、A社は、昭和 58 年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でな

くなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間について、 申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確 認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張 する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和27年5月20日から29年10月9日まで ねんきん定期便によると、A社に勤めていた期間が厚生年金保険の被 保険者期間となっていなかったので、年金事務所に行ったところ、勤務 し始めた昭和25年12月1日から27年5月20日までの厚生年金保険の 記録が認められた。しかし、私は、29年10月8日まで勤務していたの で、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 25 年 12 月 1 日から 29 年 10 月 8 日まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が、自身と同時期にA社を退職し、同社を退職後にB社に入社したと供述する同僚は、「申立人と私がA社を退職したのは、日は違うが月は同じで昭和27年5月であった。同社退職後に勤務したB社にも申立人と1年半ほど一緒に勤務していた。」と供述している。

また、B社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 10 月 9 日 (以下「新規適用日」という。)であることが確認できるところ、この新規適用日に同社の被保険者資格を取得している同僚は、「私は、B社に勤務した時期をはっきり記憶していないが、同社における資格取得日より前から勤務していた。私が入社した時には、申立人は既に勤務していた。」と供述している。このことから、申立人は、同年 10 月 9 日より前に同社に勤務していたことがうかがわれ、申立人のA社の退職時期について、前述の同社の同僚の供述と符合する。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人のA社における被保険者期間は、昭和25年12月1日から27年5月20日までの期間であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、当該台帳の記載に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持しておらず、A社の事業主は住所が不明であること、及び店長は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から37年8月15日まで 厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間は脱退手当金を支給 済みとなっているが、私は、脱退手当金を受け取っていないので、申立 期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給対象月数に誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から36年7月1日まで 私は、昭和29年8月1日から36年6月30日までA社に勤務してい たが、30年4月1日が厚生年金保険の資格喪失日となっている。同社 の社員として、B事業所内で勤務していた31年3月当時の写真がある ので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB事業所内で撮った同僚との写真及びほかの同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の写真に写っているこれらの同僚は、A社に係る健康保険 厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名の記載が確認できない。

また、申立人が記憶する同僚及び申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚に照会したところ、複数の同僚が申立人を知っていると回答しているが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、A社から「申立人が当社に在籍していたことを証する書類を確認することができなかった。」との回答を得ており、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和29年8月1日に資格取得し、30年4月1日に資格喪失をした記録しか見当たらない上、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の資格喪失日の記録は、オンライン記録と一致している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年12月1日まで オンライン記録によると、私がA社(現在は、B社)において、C業 務の季節労働者として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保 険被保険者記録が無い。申立期間に勤務していたことは間違いないため、 調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 43 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではない上、B社は、事業主照会に対して「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び厚生年金被保険者証番号払出簿により、申立人と同日の昭和 43 年 4 月 1 日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、連絡先が判明した同僚は、申立人と同時期に勤務したと述べているが、オンライン記録によると、当該同僚は、いずれも申立人と同様に、申立期間における同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に記載された厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 43 年4月1日であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。